

## (1)特定電子メール法 / 特商法の改正と事業者が受ける影響

2008年11月28日

ニフティ株式会社  
経営補佐室 担当部長  
木村 孝

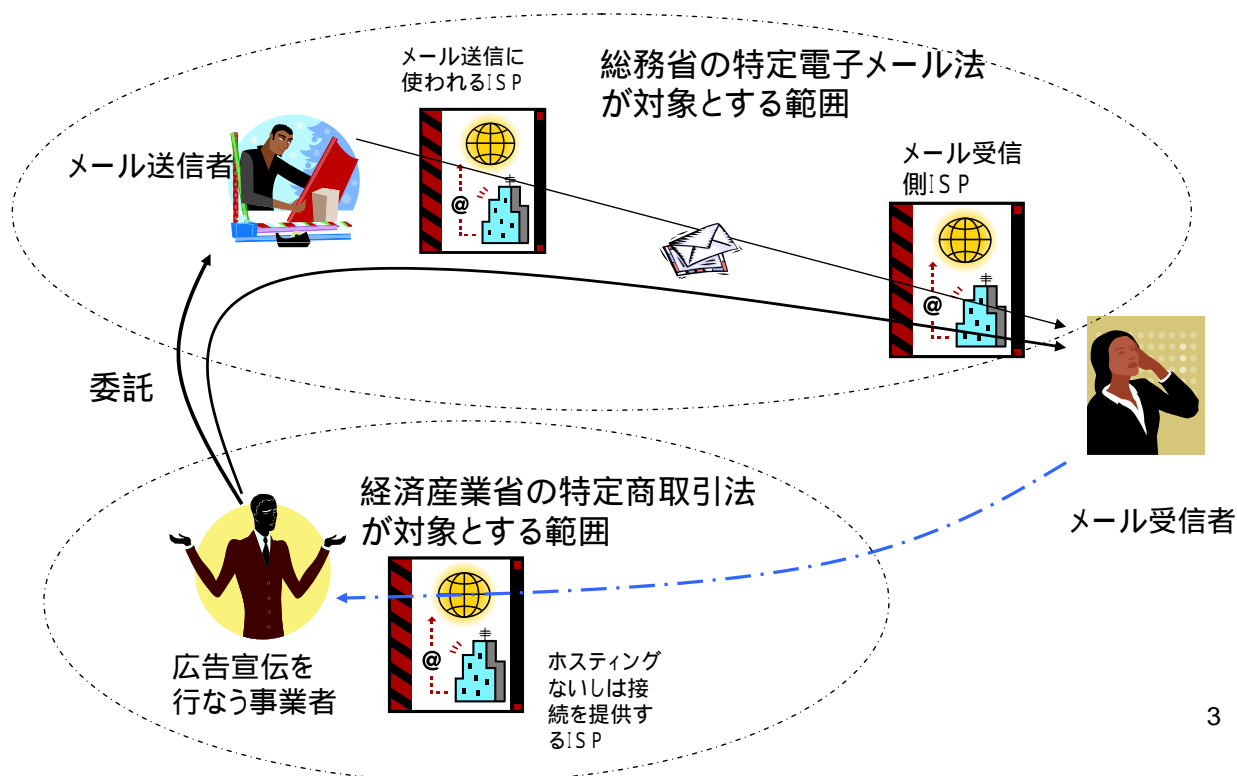
1

## 日本の迷惑メール対策法は2本立て

	総務省	経済産業省
法律名	特定電子メール法	特定商取引法
概要	メールの送信を規制 大量メール送信の場合、メールを扱う電気通信事業者の義務を免責	メールを使った広告を規制
規制概要	自己又は他人の営業につき広告又は宣伝を行うための手段として送信するメールを規制	通信販売の一種として、インターネットとして広告し、申込を受ける販売を規制
規制対象	メール送信者(営利を目的とする団体及び営業を営む場合における個人)	メールで商品販売やサービス提供の広告をする事業者(個人事業者を含む)
実績	行政処分6件、摘発4件	行政処分 7事業者

2

# 迷惑メールに関する政府の役割分担



## 特定電子メール法による規制

特定電子メール法は広告宣伝メールの送信者と電気通信事業者を規制

- 平成14年 特定電子メール法が成立
  - 「未承諾広告」 オプトアウト方式
- 平成17年 特定電子メール法改正
  - 罰則強化など
- 平成20年 特定電子メール法改正
  - オプトイン規制の導入など

# 特定商取引法による規制

- 特定商取引は通信販売以外にも、訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引(マルチ商法)、特定継続的役務提供(英会話学校やエステサロン)などがある。
- インターネット販売は通信販売の一種なので、メールでの広告宣伝も通信販売のところで規制されている。
- 元々は訪問販売法で昭和51年(1976年)にできた。特定商取引法と名前が変わったのは平成12年(2000年)のこと。
- 2002年以降、迷惑メールを規制対象に加えた。
- 迷惑メールに関しては、2002年以降今回が始めての大きな改正。

5

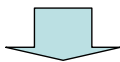
そもそもISPは迷惑メールについても排除することは(原則として)できない。

- 通信の秘密の義務      ISPはメールを勝手に迷惑メールかどうか判定することはできない。
- 利用の公平      不当な差別的取扱の禁止 迷惑メール送信者に対しても？

6

# 通信の秘密についての例外(適用除外)の整備

日本国憲法 第21条2項 通信の秘密



電気通信事業法 4条 秘密の保護



## 通信の秘密の原則

例外(適用除外)

- 利用者の同意
- 違法性阻却事由による解釈
- 特別法による規定 (特電法11条)

7

ISPが合法的に迷惑メール対策を行なうためには下記のいずれかが必要

- 利用者の同意
- 「違法性阻却事由」
- 特別法による規定

8

# 利用者の同意

利用者にオプションとして申し込み(同意)してもらう迷惑メールのフィルタリングサービスは、通信当事者の合意があり、そもそも秘密にはならないので、従来から問題はない。

9

# 違法性阻却事由

「違法性阻却事由」は法律解釈  
「違法性阻却事由」があれば、通信の秘密を侵害しても、違法(罪)にならない。

OP25Bなどは、総務省が「違法性阻却事由」の検討結果を公開している。  
「迷惑メール対策技術導入を検討されている事業者の方へ」  
[http://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/d\\_syohi/jigyosha.html](http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/d_syohi/jigyosha.html)

10

# 特別法(特定電子メール法)による規定

- 特定電子メール法11条は電気通信事業者(ISP)による役務提供の拒否(=メールを捨てても良い場合)を規定
  - 送信者情報を偽ったメールが送信された場合で、自分のサービスに提供に支障が生じる場合や利用者に支障が生じる場合
  - 一時に大量の架空アドレス宛メールの送信がされた場合
  - その他支障を防止するため正当な理由がある場合
- 上記の場合にはメールをユーザの同意なしにメール受信を拒否できるようになる。
- すなわち、(一定の条件の下では)ドメイン認証を使って受信を拒否できるようになる。

今回改正  
で追加

11

## オプトイン規制への対応

- 消費者に対してメールを送信する事業者はほとんどすべて対応が必要では？
- ISP自身が顧客に送るメールについても規制対象。
- 特商法のオプトイン関連規定は直罰もあるので要注意
- オプトイン記録の保存義務に注意。
- オプトインの有無は送信者と利用者との間のことであるが、法律上は行政庁による送信者やサイト運営者に対する規制。
- 利用者からのオプトインの有無について問い合わせがあっても法的には回答する義務はないが実際は、、、

12